

(その 169) 苦勞の多いご家族、任意後見契約で元気が

2019年10月発行

7月末高津区在住のMさんが、日進町にある障がい者自立支援作業所“まごころをここに”の紹介で相談センターにみえられました。「障がいのある娘2人のことで自民党の県議に何度か相談したことがあります、今日は断られた長女のことでお話聞いていただけますか」と遠慮深く話されました。

Mさんの夫は脊髄損傷、次女と三女も障がいがあり、大変ご苦勞されているご家庭です。「長女は結婚して千葉に嫁ぎましたが、事故で高次脳機能障害になったら追い出されて実家に戻ってきてしまいました。不憫な長女をいま家に引き取り面倒をみていますが、長女の夫は生活費を払わないどころか長女と離婚して再婚したいと勝手なことを言っています。さらに貸した200万円も返さない状態で本当に困ってしまい、法テラスの弁護士に相談したら『法定後見人を付けなさい』と言われました。赤の他人である法定後見人では思いやりをもって高次脳機能障害の長女と接してもらおうことができるか不安です。長女と意思疎通がうまくいかない他人を挟んで今後調停をどう維持していけばいいのか。母親である自分が任意後見人になり、長女の代理人として調停に出席出来ないのでしょうか。無責任な長女の夫を相手に調停で交渉を進めるために、どうか力を貸してほしい」というものでした。

所長は長女と面談し、たしかに高次脳機能障害の影響で言語障害や姿勢の維持、歩行などに困難がみられましたが判断力はしっかりしていました。これなら任意後見で対応できそうだと判断し、Mさんと長女を励まし、公証役場にも事情を話して、8月下旬にMさんと長女の任意後見契約が成立しました。

二人は「相談センターのお陰でとても助かりました」と喜ばれました。これから長女の夫との調停や裁判になってもMさんが長女の代理人として親子で力合わせて頑張れるスタートに立つことになりました。